

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

1. 趣旨

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）の制定に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）について所要の改正を行う。

2. 省令改正の概要

厚生労働省において、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）を制定し、老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の受給権者が、当該受給権者（老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該受給権者又は加給年金額の対象者）の障害の程度の審査のために日本年金機構に提出をしなければならないこととされている障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書及びレントゲンフィルムについては、現行、指定日前 1 月以内に作成したものでなければならないとされているところ、当該期間を指定日前 3 月以内に拡大する見直しを行うこととし、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年規則」という。）について、所要の改正を行うこととしたところ。

施行規程においては、公務障害年金、公務遺族年金、旧職域加算障害給付、旧職域加算遺族給付又は地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 61 条第 1 項によりなお効力を有するとされた改正前地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による年金である給付のうち、退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の受給権者（退職共済年金にあつては、加給年金額の対象者に限る。）の障害の程度の審査のために組合に提出しなければならないこととされている障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書について、厚年規則と同様に指定日前 1 月以内としてきたところであるが、今般、上記のとおり厚年規則が改正されることに伴い、当該期間を指定日前 3 月以内に拡大する所要の規定の整備を行う。

3. 経過措置

この命令による改正後の規定に基づく届出書等について、届出を行う者（誕生日が 8 月 1 日から 9 月 30 日までの間にある者に限る。）は、この命令の施行日前においても、この命令による改正後の規定の例により当該届出を行うことができる。

4. スケジュール

官報掲載：平成 30 年 12 月 28 日

施行期日：平成 31 年 8 月 1 日